

## 2015事業年度に対する法人税の中間納付制度に関するご案内

2015年7月30日

### 1. 法人税の中間納付制度とは？

法人税中間納付とは、企業の租税負担を分散させ、均衡のある財政収入を確保するため、法人税の一部を予め納付する制度です。事業年度開始日から6ヶ月間を中間納付期間として、中間納付期間終了日から2ヶ月以内に申告・納付することになっています。

例えば、12月末決算法人の場合は1月1日から6月30日までを中間納付期間とし、8月31日までに申告・納付しなければなりません。また、3月末決算法人の場合は4月1日から9月30日までを中間納付期間とし、11月30日までに申告・納付しなければなりません。

### 2. 法人税中間納付の義務

内国法人および国内事業場のある外国法人であって、各事業年度の期間が6ヶ月を超過する法人は、法人税法第63条第1項により、原則的に中間納付の義務があります。

但し、下記の法人は、各事業年度の期間が6ヶ月を超過しても例外的に中間納付の義務がありません。

1. 当該事業年度中に新設された法人（合併または分割による新設法人を除く）
2. 中間納付期間に休業などの事由から事業収入金額がない法人
3. 清算法人
4. 国内事業場のない外国法人
5. 利子所得しかない非営利法人。但し、当該事業年度中に利子所得以外に収益事業の利益が初めて発生した非営利法人は、中間納付の義務がある。
6. 直前事業年度の法人税額がない流動化専門会社、資本市場と金融投資業に関する法律による投資会社および投資目的会社、企業構造調整投資会社、文化産業専門会社など
7. 租税特例制限法第121条の2によって法人税が全額免除されている外国人投資企業
8. 高等教育法第3条による私立学校を経営する学校法人と、産業教育振興および産・学・研協力促進に関する法律による産学協力団

### 3. 法人税中間納付税額の計算方法

法人税中間納付税額を計算する方法には、①直前事業年度の算出税額を基準として6ヶ月間の税額を計算する方法（直前事業年度の法人税基準）と、②当該中間納付期間を1事業年度と見なして法人税額算出方法を準用して計算する方法（自己計算基準）があります。中間納付の対象となっている法

人は上記のいずれかの方法を選択して中間納付税額を申告することができます。

但し、直前事業年度の法人税の算出税額がなかったり、当該中間納付の満了日までに確定されていない場合、合併法人と被合併法人がともに直前事業年度の法人税額がない場合、または分割新設法人および分割合併の相手方の法人の分割後の最初の事業年度である場合、欠損などによって直前事業年度の法人税算出税額なしに加算税として確定した税額がある法人の場合には、必ず自己基準によって申告しなければなりません。

### ① 直前事業年度の法人税基準

直前事業年度の法人税算出税額がある場合には、下記の算式によって中間納付税額を計算することができます。なお、直前事業年度の算出税額はあるものの、中間納付など既に納付した税額が算出税額を超過したために納付した税額がなかった場合が含まれます。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{・算出税額} \\ \text{+ 加算}^{1)} \\ \text{- 差引}^{2)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{・減免税額} \\ \text{・源泉納付税額} \\ \text{・随時賦課税額} \end{array} \right] \times \frac{6}{\text{直前事業年度の月数}} - \left[ \begin{array}{l} \text{雇用創出投資税} \\ \text{額控除}^{3)} \\ \text{(当該年度)} \end{array} \right]$$

(直前事業年度)

註1) 加算される税額とは、直前事業年度の法人税の申告、納付、決定などによる加算税のことである。外国法人の場合、申告期限の延長にともなう利子相当加算額も含まれます。

註2) 差し引かれる税額には、直前事業年度の土地などの譲渡所得に対する法人税、未還流所得に対する法人税、租税特例制限法における準備金の未使用戻入れによる利子加算額、外国法人の国内事業場が納付する支店税などが含まれます。

註3) 当該中間納付期間中に雇用創出投資税額控除の規定が適用される投資をした場合には、中間納付税額から当該投資分に該当する雇用創出投資税額控除額を差し引いて中間納付をすることができます。但し、雇用創出投資税額控除額を差し引いた後の中間納付税額が直前課税年度の最低限税の50%に達しない場合には、その達しない分の税額に相当する雇用創出投資税額控除額は差し引きません。

### ② 自己計算基準

直前事業年度に算出税額がない法人などは、中間納付期間を1事業年度と見なし、法人税額算出方法を準用して各事業年度の所得を計算した課税標準に法人税率を適用して中間納付税額を計算します。

$$\left[ \text{中間納付期間の課税標準} \times \frac{12}{6} \times \text{税率} \times \frac{6}{12} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{・減免税額} \\ \text{・源泉納付税額} \\ \text{・随時賦課税額} \end{array} \right]$$

\* 2015年適用税率

- ・課税標準が2億ウォン以下 → 10%
- ・2億ウォン超過200億ウォン以下 → 20%
- ・200億ウォン超過 → 22%

中間納付期間の課税標準金額は、中間納付期間の当期純利益について法人税法の規定によって税務調整をして各事業年度の所得金額を計算した後、その金額から、繰越欠損金、非課税所得、所得控除を差し引いて計算します。課税標準を12ヶ月に換算して当該事業年度に適用される法人税法の税率を適用して算出した金額を12で割り、それに6を乗じて税額を計算します。

減免税額、源泉納付税額、および随時賦課税額は、当該中間納付期間に該当する税額を適用します。申請を要件とする減免税額については、中間予納（＝中間納付）申告納付計算書に該当金額を計上し、算出明細書を提出しなければなりません。自己計算基準によって中間納付税額を計算する場合にも、該当中間納付期間に該当する最低限税率を適用した後に控除可能な範囲内の減免税額を差し引きます。

## 4. 申告・納付

### 1) 申告および納付

法人税の中間納付は中間納付期間が経過した日から2ヶ月以内に申告・納付しなければなりません。また、中間納付税額が1,000万ウォンを超過する場合には、納付期限が経過した日から1ヶ月（中小企業は2ヶ月）以内に分納することができます。なお、中間納付には国税基本法による修正申告または更正の請求は適用されません。

### 2) 申告時の提出書類

法人税中間納付の申告時に提出すべき書類は次のとおりです。

1. 直前事業年度の法人税基準  
→ 法人税中間予納申告納付計算書、税額控除申請書
2. 自己計算基準  
→ 法人税中間予納申告納付計算書、法人税課税標準および税額調整計算書、財務状態表、（包括）損益計算書、税務調整計算書、付属書類、税額控除申請書

### 3) 加算税

法人税中間納付の場合には、無申告加算税と過少申告加算税は適用されず、納付不誠実加算税が適用されます。中間納付税額を納付しなかったり、税額に満たない金額を納付した場合には、納付期限の翌日から自主納付日または納税告知日までの間、1日につき、未納付税額に1万分の3を乗じた加算税が徴収されます。

## 5. 2015年の法人税中間納付時に留意すべきこと（税法改正事項）

- ① 中小企業の設備資産の減価償却耐用年数の特例  
中小企業が2014年10月1日から2015年12月31日までに取得した設備資産は、基準耐用年数の50%を加減した範囲内で申告した耐用年数を適用することができます。
- ② 中小企業の接待費限度の引上げ  
2015年1月1日以後に開始された事業年度の分から中小企業の接待費の基本限度が1,800万ウォンから2,400万ウォンに変更されました（2016年12月31日が属する事業年度まで適用）。
- ③ 租税特例制限法上の中小企業と中堅企業の要件の調整  
中小企業基本法施行令の改正事項を勘案して中小企業の要件を業種別の売上高、資本金、常用従業員数の基準から業種別の売上高基準に簡素化しました。また、中堅企業の成長促進および競争力強化に関する特別法で中堅企業の要件が追加された点を反映させて、中堅企業の要件に「30%以上の株式を直接・間接に所有する親会社の資産総額が5兆ウォン未満であること」という規定を追加しました。
- ④ 研究・人材開発費用の税額控除  
当該税額控除を適用するときにおける一般企業の当期分方式控除率の限度が4%から3%へと縮小されました。
- ⑤ 雇用創出投資税額控除  
一般企業の基本控除は廃止され、中堅企業と中小企業の基本控除率は1%ポイント引き下げられました。追加控除率は1%ポイント引き上げられ、首都圏外に投資したときは追加控除率が追加で1%ポイント引き上げられました。
- ⑥ 外国納付税額の控除限度  
2015年1月1日以後に開始された課税年度の分から、外国納付税額の控除限度は国家別限度方式のみ許容します。
- ⑦ 過少資本税制の適用基準  
2015年1月1日以後に開始された課税年度の分から、過少資本税制を適用するとき、国外支配株主の出資金額に適用する一般業種の借入金倍数が3倍から2倍に縮小されました。

—以上—